

諸外国の国家公務員制度の概要

I 概観及び国家公務員の数・種類

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考) 日本
概観	<p>国家体制等 連邦制、大統領制 二大政党下での政権交代</p> <p>現行公務員制度の淵源 建国当初から政治任用が広く行われてきたが、1883年、公務員法（ペンデルトン法）制定により成績主義・政治的中立性に基づく職業公務員制が確立</p>	<p>連合王国、議院内閣制 二大政党下での政権交代</p> <p>1853年、ノースコート・トヴァリアン報告により、成績主義に基づく資格任用制が確立</p>	<p>連邦制、議院内閣制（大統領は象徴的） 二大政党基軸での政権交代</p> <p>絶対君主制の下で発達した官僚制が、民主的議会制下でも継承され、民主的統制に服している</p>	<p>共和制、行政権は大統領・首相に属する 多党制下での政権交代</p> <p>仏革命により国王の官僚制は解体され、19世紀に官僚養成学校による人材育成を特色とする職業公務員制が確立</p>	<p>議院内閣制</p> <p>日本国憲法により公務員は「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」に。民主的な公務員制の確立のため国家公務員法を制定</p>
国家公務員の数と種類	<p>269万人 (2008年1月現在)</p> <p>競争職(Competitive Service)131万人 競争試験により任用(職階制適用)</p> <p>除外職(Excepted Service) 138万人 うち 郵便庁職員 75万人 行政府の上位職 0.8万人*</p> <p>高級管理職俸給表適用者(EX) (大局長～次官、長官) 500人* ⇒政治任用</p> <p>上級管理職俸給表(SES) 7,000人* (課長～局長) ⇒1割が政治任用 ※2004年3月現在</p>	<p>52万人 (2007年9月現在)</p> <p>国家公務員(Civil Service) ～国王の奉仕者</p>	<p>29万人 (2007年6月現在)</p> <p>官吏(Beamte) 13万人 公法上の勤務・忠誠関係 統治権関与・公権力の行使等</p> <p>公務被用者(Tarifbeschäftigte) 16万人 私法上の雇用契約関係</p>	<p>192万人 (2006年12月現在)</p> <p>官吏(Titulaires) 173万人 恒久的官職に任命行為により任用</p> <p>非官吏(Non titulaires)等 19万人 見習職員、補助職員、臨時職員等</p> <p>(注) 教育 97万人、警察・監獄 15万人</p>	<p>36万人 (2008年度未定員等)</p> <p>一般職国家公務員(36万人)</p> <p>非現業国家公務員(29.6万人)</p> <p>特定独立行政法人等職員(6.3万人)</p>
(参考) 国以外を含めた公務員数(非軍人)	<p>連邦 269万人 州 520万人 郡・市等 1,419万人 総計 約2,208万人 (総人口 3億6百万人)</p>	<p>中央政府 294万人 うち 教員 140万人、警察 28万人 中央政府 251万人 国営医療機関 151万人 Civil Service 54万人 公営企業体 34万人 総計 約579万人 (総人口 6千百万人)</p>	<p>州 官吏 125万人 公務被用者 70万人</p> <p>市町村等 官吏 18万人 公務被用者 111万人</p> <p>間接公務 官吏 8万人 公務被用者 70万人</p> <p>連邦 官吏 13万人 公務被用者 16万人</p> <p>総計 約430万人 (総人口 8千万人)</p>	<p>公共病院 101万人 国 218万人 地方政府 166万人 総計 約485万人 (総人口 6千5百万人)</p>	<p>特別職国家公務員 30.3万人 一般職国家公務員 35.9万人 地方公務員 295.1万人 総計 約361.3万人 ※特別職国家公務員については、防衛省職員27.1万人を含む。 (総人口 1億2千8百万人)</p>

【参考】府省別国家公務員数

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>大統領府 1,707人</p> <ul style="list-style-type: none"> 大統領 大統領府 <ul style="list-style-type: none"> 国務省 35,651人 財務省 107,872人 国防総省 673,654人 司法省 107,405人 内務省 65,099人 農務省 98,523人 商務省 40,380人 労働省 12,244人 保健・福祉省 61,403人 住宅・都市開発省 9,498人 運輸省 54,144人 エネルギー省 14,601人 教育省 4,173人 復員軍人省 260,261人 国土安全保障省 162,120人 独立機関及び公社 925,868人 環境保護庁 17,964人 共通役務庁 11,861人 航空宇宙局 18,330人 人事管理庁 5,311人 中小企業庁 3,702人 社会保障庁 60,950人 郵便庁 748,999人 その他 58,751人 <p>(2008年1月現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 人事管理庁、メリット・システム保護委員会、連邦労使関係院、政府倫理庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内閣事務局 <ul style="list-style-type: none"> 内閣府 1,690人 中央情報室 620人 安全情報部 5,260人 財務省 1,200人 <ul style="list-style-type: none"> 歳入税関庁 94,270人 商務庁 520人 地域社会・地方政府省 4,040人 文化・メディア・スポーツ省 610人 国防省 82,800人 子供・学校・家族省 3,490人 技術革新・大学・技能省 790人 環境・食糧・農村省 6,440人 外務・英連邦省 6,150人 保健省 3,600人 内務省 25,780人 国際開発省 1,740人 検察局 8,450人 法務省 82,940人 (うち土地登記・国立公文書：8,810人、 刑務サービス：49,170人(いずれもE-ジェン -)) 雇用・年金省 119,180人 ビジネス・企業・規制改革省 6,980人 運輸省 18,830人 北アイルランド省 140人 スコットランド省 14,560人 ウェールズ省 5,690人 その他 25,850人 <p>内閣</p> <p>(2007年9月30日現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 内閣府、人事委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 首相府 530人 <ul style="list-style-type: none"> 新聞情報庁 521人 文化・メディア特命館 2,981人 外務省 6,836人 内務省 53,387人 法務省 4,132人 財務省 42,927人 経済・技術省 7,858人 食糧・農業・消費者保護省 4,165人 労働・社会省 2,177人 国防省 100,086人 保健省 2,472人 家庭・高齢者・婦人・青少年省 1,316人 環境・自然保護・原子炉安全省 2,747人 経済協力・開発省 578人 交通・建設・都市開発省 24,680人 学術・研究省 852人 会計検査院 1,431人 <p>大統領府 160人</p> <p>内閣</p> <p>(2008年予算定数)</p> <p>(注) 人事行政機関 連邦内務省、連邦人事委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 首相府 6,610人 <ul style="list-style-type: none"> 行政公務員総局 国立行政学院 その他 外務省 9,389人 雇用・連帯省 9,993人 農業省 32,043人 文化省 12,158人 国防省 41,519人 海外県・海外領土省 700人 経済・財政・産業省 176,212人 国民教育省 1,090,643人 設備・環境・計画省 94,808人 内務省 169,398人 法務省 68,081人 青少年・スポーツ省 6,336人 <p>大統領府</p> <p>内閣</p> <p>国務院</p> <p>会計検査院</p> <p>(2006年12月現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 行政公務員総局</p>

Ⅱ 諸外国の国家公務員の労働基本権

		アメリカ	イギリス	ドイツ		フランス	(参考) 日本
憲法上の労働基本権の位置づけ 【民間労働者】		憲法典上、労働基本権に関する規定はない。	明文の憲法典はない。	団結権についての一般的な保障規定がある。		労働組合についての規定がある。	憲法28条で団結権、交渉権及び争議権について規定。
国家公務員の労働基本権			官民共通の枠組み	[官吏] 公法上の勤務・忠誠関係	[公務被用者] 私法上の雇用契約関係		
	団結権	認められている。 ただし、軍人、外交官、FBI職員等は禁止。	認められている。 ただし、軍人は禁止。	認められている。		認められている。 ただし、軍人は禁止。	認められている。 ただし、警察官、自衛官等は禁止。
	交渉権	給与等の法定の勤務条件について交渉権はない。 (注) 郵便庁職員には、給与等も含め交渉権・協約締結権が認められている。	認められている。	官吏関係法の改正に当たって、官吏組合の関与を法律上、保障。 協約締結権はない。 (注) 公務被用者の交渉結果が一般に反映されている。	認められている。	認められている。 協約締結権はない。 (注) 交渉の結果、議定書が作成された場合は、これに従う慣行。	認められている。 協約締結権はない。 (注) 現業及び特定独法には、協約締結権がある。
	争議権	禁止されている。 (注) 単純参加を含めて、違反は、刑事罰の対象。	明文の規定はないが、一般に、罷業は違法ではない。 ただし、軍人、警察官等は、明文の規定で禁止。	伝統的職業官吏制度の諸原則から、禁止は自明とされている。	認められている。	認められている。 ただし、警察官、監獄職員、司法官等は禁止。	禁止されている。

【参考】主要な労働組合の状況

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考)日本
	公務内組合・省庁横断組合	公務内組合・省庁横断組合	公務内組合、官民横断組合が併存 官吏・公務被用者横断組合、省庁横断組合	官民横断組合	公務内組合・省庁別組合とその連合体
主要な労働組合(組合員数)	アメリカ政府職員総同盟 (AFGE) 約22万人 全国財務職員組合 (NTEU) 約15万人 (郵便庁職員) アメリカ郵便従事者組合 (APWU) 約33万人 連邦郵便配達労組 (NALC) 約21万人 (参考) ナショナルセンター アメリカ労働総同盟産別会議 (AFL-CIO) 約1050万人 地方公務員 全米地方公務員労組 (AFSCME, AFL-CIO) 約160万人	国家公務員労働組合評議会 (CCSU) 公務員民間労働組合 (PCS) 約32.5万人 専門職国家公務員組合 (Prospect) 約10.2万人 刑務官協会 (POA) 約3.5万人 北アイルランド公務員組合 (NIPSA) 約4.4万人 上級国家公務員職員組合 (FDA) 約1.6万人 (参考) ナショナルセンター 労働組合会議 (TUC) 約680万人 地方公務員 公務部門労働組合 (UNISON) 約131万人	ドイツ官吏同盟・賃金同盟 (DBB) 約128万人 (官吏: 約92万人 公務被用者: 約36万人) 統一サービス産業労働組合 (ver. di) 約227万人 ドイツ・キリスト教労働組合連盟 (CGB) 約28万人 (注) 地方政府の公務員を含む。 (参考) ナショナルセンター ドイツ労働組合同盟 (DGB) 約640万人	フランス民主主義労働連盟 (CFDT) フランスキリスト教労働者連盟 (CFTC) 管理職総同盟 (CGC) 労働総同盟 (CGT) 労働者の力 (FO) 統一労働組合連盟 (FSU) 全国中立労働組合 (UNSA) (注) 地方政府の公務員を含む。	(連合体) 公務公共サービス労働組合協議会 (公務労協) 約135万人 公務労組連絡会 約40万人 (注) 地方公共団体の職員を含む。 (参考) 日本労働組合総連合会 (連合) 約662万人 全国労働組合総連合 (全労連) 約66万人
団体交渉の実態	<ul style="list-style-type: none"> 各省ごとに交渉 (給与等法定事項は交渉できない) 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の職員 各省ごとに交渉 関連するすべての組合の代表が交渉に参加 上級公務員 給与以外の勤務条件について各省ごとに交渉 	<ul style="list-style-type: none"> 公務被用者 連邦及び市町村が共同交渉 	<ul style="list-style-type: none"> 公務員制度担当大臣と上記7労働組合代表とが主に給与水準について団体交渉 各省固有の事項については各省ごとに交渉 	<ul style="list-style-type: none"> 各省ごとに単組と交渉 人事院等は連合体と会見等
近年の公務部門のストライキ事例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2005.12 ニューヨーク市都市交通局のスト ・年金問題や賃金交渉で労使が対立し、25年ぶりにスト実施(3万5千人の職員が3日間実施) ・ストの影響を受けた利用者は1日当たり約700万人(市当局発表) ・州最高裁は、裁判所の2度の禁止命令を無視したスト実施に対し、1日100万ドルの罰金支払いを命令。スト終了を拒否すれば、組合幹部を収監する可能性があるとして警告 ⇒ 労使双方は、ニューヨーク州調停委員のあっせん案を受け入れ、スト解除後に年金などの主要問題について交渉を再開することで合意 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008.7 賃上げ要求の国家公務員等のスト インフレ率を下回る賃上げ率に反対する公務員数十万人が2日間のストを実施 ○ 2008.4 賃上げ要求の国家公務員のスト インフレ率(4.1%)を下回る政府提唱の賃上げ率(2.45%)に反対する国家公務員労組(PCS)が24時間ストを実施。10万人以上の公務員が参加 ○ 2006.5 人員削減に反対する国家公務員スト 中央府省の人員削減策に反対する全国規模のストを公務員民間労働組合(PCS)が実施(9万人の国家公務員が48時間ストを実施) ○ 2006.3 年金改革に反対する地方公務員スト 年金改革案に対する交渉で労使が対立。公務部門労働組合(UNISON)等の呼びかけで150万人の地方公務員が24時間スト実施 ⇒ 政府が改革案の見直しを約束 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008.5 賃上げ要求のスト ベルリン州公務員(公務被用者)がストを実施 ○ 2008.2~3 賃上げ要求のスト 連邦及び市町村公務員(公務被用者)の賃上げを求めて、病院、近距離交通、ゴミ収集職員等がストを実施。2月だけで約20万人が参加 ○ 2006 前年から争点となっている勤務時間延長に反対する州公務員等のスト 週38.5時間から週40時間への勤務時間延長等をめぐり、多数の州で、ゴミ収集職員、看護職員等が2月以降断続的にスト実施(14年ぶりの大規模ストと言われる。) ⇒ 州使用者団体と統一サービス産業労働組合(ver. di)・ドイツ官吏同盟との合意が成立(公務被用者の週勤務時間は州により38.5時間から38.5~40時間に) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008.5 政府による公共サービス部門の公務員整理方針に反対するスト 22,900人分のポスト廃止(うち11,200人分は、教育関係)に反対する教員労組、税関・税務関連労働者等の公務員約30万人がストを実施 ○ 2007.11 サルコジ大統領による社会制度改革案、公務員削減案に反対するスト 約70万人が参加 ○ 2007.2 賃上げと人員削減撤回を求めてのスト 教師、徴税担当者、郵便職員などの公務員が終日ストを実施 	